

## [事案 2021-310] 契約解除取消請求

・令和4年11月24日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたこと等を不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

前立腺がんの治療を受けたため、令和2年7月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除されたが、以下の理由により、解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。また、がんと診断された翌月以降に支払った既払込保険料を返還してほしい。

- (1)前立腺がんの疑いで、病院で検査を受けたところ、医師からがんではないと説明を受けたため、募集人に「医師から、昨日、がんでないと診断を受けたが、がん保険に入れますか」と尋ねたところ、「入れる」と回答したことから申込手続を行った。
- (2)募集人は、告知の内容について説明せず、質問をしても「いつもと同じでいいよ」、「全てもいいよ」などと述べたため、告知書に事実と異なる回答をした。募集人は、自分が、がんの疑いで検査を受けていることから、本契約に加入できないことを知っていたにもかかわらず勧誘しており問題である。
- (3)給付金請求手続について、担当者から「放射線治療に対しても給付金が支払われるため、治療が終わってから、まとめて給付金請求をすればよい」と回答があったが、がんと診断を受けた直後に給付金請求をしていれば、その時点で契約は解除され、それ以降の保険料の支払いはせずに済んでいた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、医師から前立腺がんの疑いと説明を受け、精査が必要であると指示され通院しており、がん検診の異常の指摘が「有」にもかかわらず、告知事項にすべて「いいえ」と告知していることから、正しい告知がされていないことは明らかである。
- (2)募集人は、初回面談時から申込時に至るまで、告知事項に関する情報に一切接しておらず、告知妨害をすることはあり得ない。また、募集人は、正しく告知することについて、申立人に記入例を渡して説明しており、注意喚起情報も手交している。加えて、告知書にも告知の重要性は明示されており、これを申立人が見ていないとは考えられず、募集人の説明義務違反や説明不足はない。
- (3)告知義務違反による解除の効果については、約款で定めるとおり、将来に向かって生じるもので、その効果は申込時やがん告知日に遡るものではなく、既払込保険料を返還する義務はない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められる一方、募集人の不告知教唆等があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。